

高浜原発3、4号機の運転差し止めを取り消した 大阪高裁決定に強く抗議する

大阪府歯科保険医協会
政策部長 戸井逸美

関西電力高浜原発3、4号機の運転を差し止めた大津地裁の仮処分決定について、大阪高裁（山下郁夫裁判長）は3月28日、関西電力側の訴えを認めて決定を取り消した。耐震工事や避難計画の不備を指摘する住民側の主張を全面的に退け、「安全神話」に立ち戻った司法判断であり、断じて容認できない。

高裁決定では、電力会社や政府の言い分を追認し、ことさらに「安全」を強調する決定が下された。

関西電力の耐震設計では熊本地震のような大きな揺れの連続発生が想定されていないにもかかわらず、決定は「連続して発生することはほぼあり得ない。襲われたとしても安全性を確保できる」と断定した。住民の避難計画でも、国や自治体の「取り組みの姿勢は適切なもの」と強調。複合災害や渋滞などで避難できない事態があることについては正面から論じなかった。

極めつきは原子力規制委員会の新規制基準への考え方だ。決定では福島第一原発事故の原因について、「一部未解明な部分が残されている」と認めた。しかし、新基準の評価になると一転して「原因究明や教訓を踏まえたもの」と“お墨付き”を与えた。理解し難い論理であり、結論ありきの判断と言わざるを得ない。大津地裁の「過酷事故に対する設計思想や耐震基準策定などに問題点がある」とした判断とは正反対だ。

福島事故では6年を経ても約8万人が避難を余儀なくされ、健康被害や生活難に苦しんでいる。終わりのない廃炉・除染作業は破局的な事故の深刻さを物語っている。二度と事故を起こしてはならないことは言うまでもない。いかに“厳しい基準”を設定したとしても、「想定外」の自然災害や人為的ミスは必ず起きる。唯一の安全策は再稼働しないことである。

住民の不安や不信を置き去りにした高裁決定に強く抗議する。協会は、「安全神話」の再来を許さず、原発再稼働にストップをかけるために全力を尽くす。